

6章 普及促進及び 利便性の向上

6-1 普及促進及び利便性向上の概要

(1) 主な施策

ETC導入当初は、ETC車載器購入費用等の負担や、ETCカード発行の申込み等の手続きの煩雑さ等もあり、ETC車載器の普及率の伸びは鈍かった。

そこで、国及び道路事業者等は、様々な普及促進施策を実施し、またETCの認知度を上げるための各種広報活動等を行った。その結果、ETCの利便性や、ETC車載器価格の低廉化により、大きく普及が進み、現在は我が国の不可欠な社会インフラとして定着している。

以下に主な普及促進策を示す。

1) ETCが利用可能な料金所の拡大及びETCレーンの増設

各道路事業者は、平成13年3月の一般運用開始から、順次ETCが利用可能な料金所の設置箇所を拡大を進めることで、利用者の利便性向上を図った。その結果、同年11月には全国的高速道路ネットワークでETCの利用が可能となり、さらに平成17年4月には道路四公団のほぼすべての料金所でのETC利用が可能となった。また、ETC利用率の向上にあわせて、ETCが利用可能な料金所におけるETCレーンの増設にも取り組んだ。一方、地方道路公社においてもETCが利用可能な料金所の設置が積極的に推進され、現在では、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社の指定都市高速道路公社、そして13の地方道路公社が管理する有料道路でETCが利用可能となっている。

2) 多様なETC料金割引の実施

平成13年11月に開始した「ETC期間限定特別割引」を皮切りに、時間帯による割引、特定区間による割引、ETCマイレージサービスなど様々なETC料金割引制度が国及び有料道路事業者により実施された。さらにハイウェイカードの廃止や、別納割引に代わる大口・多頻度割引への移行なども含め、これらの割引制度の拡充によって、ETC利用のメリットが増し、普及が大きく伸びることとなった。

3) ETC車載器助成制度等の実施

ETC車載器を購入する際の初期費用の割高感を軽減するため、「ETCモニター・

リース等支援制度」などのETC車載器導入費用の一部を助成する制度や「ETC普及促進キャンペーン」としてセットアップ費用の一部を還元する施策等が国土交通省や道路事業者等により実施された。

4) ワンストップサービスの実施

ETCカードの申込み、ETC車載器の購入・セットアップなどの各種手続きの煩雑さを軽減するため、「ワンストップサービス」として、ETCカードの取得からETC車載器の購入、取付・セットアップまでを1カ所のできるサービスをパーキングエリアや駐車場等において平成18年3月から展開した。

5) ETCパーソナルカードの導入

クレジットカード契約をしない利用者に対して、ETCを利用できるように、平成17年11月より6道路会社が共同で「ETCパーソナルカード」を発行開始した。ETCパーソナルカードの利用者は、申込み後、デポジット（保証金）を預託し、利用した通行料金は、ゆうちょ銀行または銀行等の貯金口座や預金口座から1カ月単位で引落としとなる。

6) 二輪車への対応

ETCの二輪車への対応について、安全面などの検討及び試験走行などが実施された結果、平成18年11月に二輪車ETCの本格運用が開始され、二輪車でもETCが利用できるようになった。

7) スマートインターチェンジの導入

平成18年10月に本格導入されたETC専用のインターチェンジであるスマートインターチェンジを全国各地に導入することで、高速道路へのアクセスを改善し、利用者の利便性向上を目指すとともに、地域の活性化などにも貢献している。

（全国153カ所にて稼働中、他に2カ所の民間施設直結スマートインターチェンジがある。：令和5年3月31日時点）

8) ETCの多目的利用の推進

①利用車番号サービス

利用車番号サービスとは、サービス事業者が、あらかじめ登録したETC車載器またはETC2.0車載器の機器番号を基に生成された利用車番号と、サービス利用時に生成された利用車番号とを照合することで実現する「入退管理サービス」「決済サービス」「顧客管理サービス」等の車載器のID応用サービスで

6章 普及促進及び利便性の向上

ある。

平成18年4月より民間事業者等において、駐車場利用料金決済等で利用が開始された。

②ETC多目的利用サービス

ETC多目的利用サービスとは、「駐車場等、高速道路以外の施設でもETC等のITS技術が利用可能とする環境を整備し、利便性の向上を図る」との方針[※]に基づき検討がなされたもので、このサービスを実現するためにネットワーク型ETC技術が開発された。

ネットワーク型ETC技術は、遠隔地のセキュリティが確保された施設に設置したセキュリティ機能を有した情報処理機器と、駐車場等に設置された複数の路側機を通信ネットワークで接続し、路側機で取得した情報を集約させて一括処理することで、ETCカードを用いた決済の安全性を確保する技術で、平成29年度から民間駐車場等において試行運用が行われ、現在本格運用が開始されている。

※「世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)」

9) ETC2.0サービスの推進

従来のDSRCサービスはETC2.0サービスとして拡充され、「特殊車両通行許可簡素化制度(特車ゴールド)」、「特殊車両通行確認制度」、「ETC2.0特定プローブデータ配信サービス」、「ETC2.0プローブデータを用いた災害通行実績データシステム」や「ETC2.0プローブデータを用いたピンポイント渋滞対策」等の様々なサービス等に活用されている。

6-2 割引制度等の概要及び経緯

(1) ETC割引制度等の概要

ETCの導入により、平日・休日、夜間・早朝、通勤等の利用状況・時間帯の特性を生かした利用者のニーズに細かく対応した料金割引が可能となった。

そこで、ETCを用いて割引等を行い、交通を分散させ交通集中による渋滞・混雑を緩和させる取組みが行われている。高速道路では、深夜割引や平日朝夕割引、休日割引等を、都市高速道路（首都高速、阪神高速）では特大車、大型車、一部の中型車を対象とした環境ロードプライシング施策として、住宅地域を通過する交通について湾岸部への転換を促し、沿道環境の改善を図っている。

ETC割引等には条件によって様々な制度があるが、概ね以下に分類できる。

- ・ ETC時間帯割引（曜日や時間帯を条件とするもの）
- ・ 特定区間割引
- ・ ETC2.0割引
- ・ ETCマイレージサービス
- ・ 大口・多頻度割引
- ・ ETC限定企画割引
- ・ 二輪車定率割引
- ・ 障がい者割引（所定の事前登録によりETC走行でも適用するもの）

なお、各有料道路事業者によって、実施しているETC割引制度は異なり、また、同じ名前の割引であっても、その適用条件や割引内容などが異なることもある。

(2) ETC時間帯割引

1) NEXCO3社の時間帯割引

平成25年度までNEXCO3社が実施していたETC時間帯割引は、道路事業者として独自に実施する割引（深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引）に、高速道路利便増進事業として国が実施する割引（緊急総合対策、生活対策）が加味された2階層構成となっていた。高速道路利便増進事業は終了したが、道路事業者独自の割引は制度を見直して継続されている。

なお、対象となる有料道路を地方部区間、東京・大阪近郊の区間に区分して割引を実施している。

6章 普及促進及び利便性の向上

①深夜割引

平成16年11月1日に導入された割引で、0時から4時の時間帯に割引対象道路をETC走行すると、車種・曜日・走行距離・走行回数・地方部区間、東京・大阪近郊の区間の区分に制限なく料金が約30%割引となる。第二神明道路ほか一部は本割引の対象外である。

なお、平成20年10月14日より「緊急総合対策」における高速道路料金の引下げにともなって、割引率が約50%に拡充されたが、平成26年3月31日をもって割引率の拡充は終了し、現在は約30%割引となっている。

②平日朝夕割引

平成26年4月1日に導入された割引で、ETCマイレージサービスに登録されたETCカードを使用して、平日（月～金曜日、祝日を除く）6時から9時または17時から20時の時間帯に割引対象道路の入口料金所もしくは出口料金所をETC走行すると、車種に制限なく1カ月間の利用回数に応じて、後日マイレージサービスの還元額として割引が適用される。具体的には、1カ月の利用が5～9回の場合、通行料金のうち地方部区間の最大100km相当分を約30%分還元し、10回以上の場合約50%分還元する。東京・大阪近郊の区間及び第二神明道路ほか一部は本割引の対象外である。なお、平成26年7月1日からは、大口・多頻度割引利用者にも請求時に割引というかたちで適用している。

③休日割引

平成26年4月1日に導入された割引で、休日（土曜、日曜、祝日）に割引対象道路をETC走行すると、「軽自動車等」または「普通車」に該当する車両の地方部区間の料金が約30%割引となる。なお、平成26年6月29日までは国の経済対策による激変緩和措置により約50%割引とされた。東京・大阪近郊の区間及び第二神明道路ほか一部は本割引の対象外である。

なお、令和3年4月29日から10月31日までの間は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、さらに1月1日から1月3日までの間は交通集中による渋滞激化を避けるため、休日割引の適用を中止した。

その後、令和4年3月に国土交通省より、繁忙期等の交通の分散及び観光需要の平準化の観点から、令和4年度以降のゴールデンウィーク・お盆・年末年始においては高速道路の休日割引を適用しないことが発表された。

2) 本四高速の時間帯割引

休日割引と平日朝夕割引があり、平日朝夕割引はETCマイレージサービスへ

の登録が必要である。

①平日朝夕割引

平成26年4月1日に導入された割引で、ETCマイレージサービスに登録されたETCカードを使用して、平日（月～金曜日、祝日を除く）6時から9時または17時から20時の時間帯に本四高速の入口料金所もしくは出口料金所をETC走行する「軽自動車等」または「普通車」を対象に、1カ月間の割引対象となる利用回数に応じてマイレージサービスの還元額として割引が適用される。具体的には、1カ月に10回以上でETC車料金（平日）が現金車料金の50%相当額を上回る区間においてはその差額を、5～9回までは10回以上利用時の還元額の60%に相当する額を還元する。

なお、毎年1月2日と3日は、平日の場合でも平日朝夕割引は適用されず、回数カウントもされない。

②休日割引

平成26年4月1日より導入された割引で、休日（土曜、日曜、祝日等）に本四高速の入口料金所もしくは出口料金所をETC走行する「軽自動車等」または「普通車」を対象に、平成26年3月31日までの休日終日割引の料金（現在の消費税10%に換算した金額）を上回る区間について、平成26年3月31日までの休日終日割引の料金と同額となるように差額を差し引くもの。

なお、毎年1月2日と3日は、平日の場合でもETC車の軽自動車等・普通車には本割引は適用とされている。

令和3年度については、NEXCO3社の休日割引の適用中止と同様の理由から、4月29日から10月31日までの間及び1月1日から1月3日の間は、休日割引の適用を中止した。

その後、令和4年3月に国土交通省より、令和4年度以降のゴールデンウィーク・お盆・年末年始においては高速道路の休日割引を適用しないことが発表された。

3) 都市高速の時間帯割引

都市高速で実施されている主な時間帯割引は以下のとおりである。

- ・首都高速：深夜割引
- ・阪神高速：池田線時間帯割引
- ・名古屋高速：ETC夜間割引
- ・広島高速：ETC時間帯割引
- ・福岡北九州高速：日祝日割引／土曜割引／夜間早朝割引

(3) 特定区間割引

特定区間割引とは、割引適用区間の料金所をETC走行し、割引対象となる条件を満たせば適用される割引制度である。

現在、各高速道路において実施している主な特定区間割引には以下がある。

1) NEXCO3社の特定区間割引

- ①アクアライン割引
- ②外環道迂回利用割引
- ③千葉外環迂回利用割引
- ④関越特別区間（水上～湯沢間）のETC特別料金（令和6年3月31日まで）
- ⑤伊勢湾岸道路（東海～飛鳥）と高速国道との連続利用割引
- ⑥大阪都心流入割引

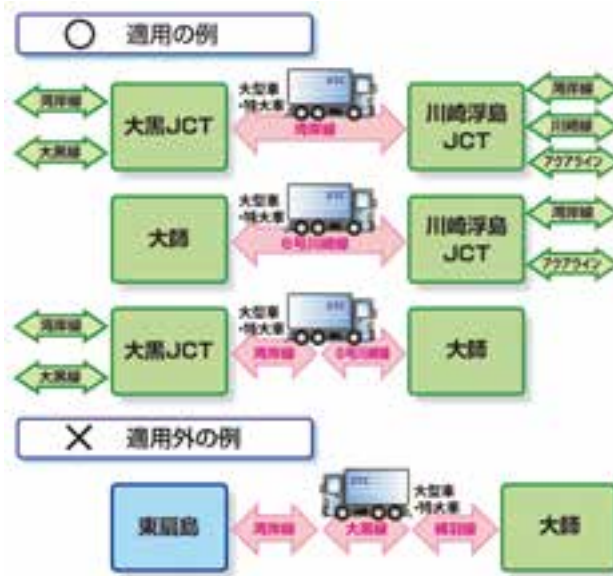
2) 都市高速の特定区間割引

- ①環境ロードプライシング割引（首都高速、阪神高速）

環境ロードプライシングとは、住宅地などの沿道環境を改善するために、割引によって通行料金を調整し、環境影響のより少ない湾岸部などに交通を誘導する施策である。

ETC割引制度の中で最も早い時期に導入された制度であり、首都高速では、横羽線沿線の住居地域から臨海部を通過する湾岸線への交通誘導を目的に平成13年10月23日より大型車を対象に割引が導入されている。（その後、平成28年4月に実施された首都高速の車種区分変更を経て、現在は特大車・大型車及び一部の中型車が対象となっている。）

また、阪神高速では、国道43号及び阪神高速道路3号神戸線沿道地域の環境改善に向けた取組みとして、3号神戸線を通行する大型車を5号湾岸線に誘導するための割引が平成13年11月1日より導入されている。（その後、平成22年3月には一部の普通車が対象に加わり、平成29年6月に実施された阪神高速の車種区分変更を経て、現在は特大車・大型車及び一部の中型車が対象となっている。）



首都高速の環境ロードプライシングの適用例

出所：首都高速ホームページ



阪神高速の環境ロードプライシング概要

出所：阪神高速ホームページ

②首都高速の特定区間割引

都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、外環道迂回利用割引

6章 普及促進及び利便性の向上

③阪神高速の特定区間割引

大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、短距離区間利用割引、西大阪線末端区間割引、池田線時間帯割引（時間帯割引記載を再掲）

④名古屋高速の特定区間割引

ETC都心環状割引、名古屋都心流入割引、名二環迂回料金

⑤広島高速の特定区間割引

ETC乗継割引

⑥福岡北九州高速の特定区間割引

福岡高速ETC特定区間割引、北九州高速ETC乗り継ぎサービス

(4) ETC2.0割引

平成28年4月1日の首都圏の新たな高速道路料金の開始にあわせて導入された割引で、圏央道（新湘南バイパスを含む）をETC2.0車載器で走行した場合、圏央道については高速自動車国道の地方部区間の料金水準（例えば普通車の場合は24.6円/km）の料金に割引している。

令和3年5月1日から中京圏の高速道路料金も変更となり、東海環状自動車道をETC2.0車載器で走行した場合、上記と同様、高速自動車国道の地方部区間の料金水準の料金に割引している。



ETC2.0割引例（圏央道等）

出所：ETC総合情報ポータルサイト



ETC2.0割引例（東海環状自動車道）

出所：ETC総合情報ポータルサイト

(5) ETCマイレージサービス

ETCマイレージサービスは、平成17年4月1日より日本道路公団が運用を開始したサービスで、現在はNEXCO3社、本四高速が共同で運営している。本サービスでは、あらかじめ使用するETCカード（ETCクレジットカードまたはETCパーソナルカード）の番号などを登録することにより、高速道路等の通行料金の支払い額に応じてポイントが貯まり、そのポイントを無料通行分と交換できる。

①ポイントを付与している有料道路事業者

- ・ NEXCO3社（高速国道及び一般有料道路）
- ・ 宮城県道路公社（三陸自動車道（仙台松島道路））
- ・ 本四高速
- ・ 愛知県道路公社（名古屋瀬戸道路を除く）
- ・ 神戸市道路公社

6章 普及促進及び利便性の向上

- ・ 広島高速（広島県より受託の海田大橋を除く）
- ・ 福岡北九州高速

② ETCマイレージサービスの利用方法

セットアップされたETC車載器またはETC2.0車載器の車載器管理番号と、ETCカード（ETCクレジットカードまたはETCパーソナルカード）の番号などを事前登録することで利用可能となる。原則として、ETC無線走行により支払われた料金に対し、通行ごとにポイントが付与される。各有料道路事業者のポイントは別々に貯まり合算はできない。（ただし、NEXCO3社及び宮城県道路公社のポイントは合算可能）

貯まったポイントは、各有料道路事業者がそれぞれ定めるポイントごとに還元額（無料通行分）に交換できる。還元額に交換した後は、ポイントを付与された有料道路事業者に関わらず、ETCが利用可能な有料道路のいずれでも使用することができる。

ETCマイレージサービスに関する詳細については、以下のホームページを参照。

（ETCマイレージサービス） <https://www.smile-etc.jp/>

（6）大口・多頻度割引

大口・多頻度割引とは、平成17年3月31日に廃止された法人向けの別納割引制度に代わって平成17年4月1日よりNEXCO3社が運営を開始した、ETCシステムの利用を前提とする通行料金の割引制度である。大口・多頻度割引制度を利用するには、NEXCO3社が予め定めた要件を満たした利用者に発行・貸与するETCコーポレートカードを利用し、申請した車両を使用する必要がある。

大口・多頻度割引は、車両1台ごとの月額利用額を基に割引額を計算する「車両単位割引」と、契約者全体での月額利用額を基に割引額を計算する「契約単位割引」の二つの割引の組合わせで構成されており、二つの割引の合計額が高速道路利用額から割引かれる。割引対象となる道路は、高速道路全線と一部の一般有料道路（京葉道路・東京湾アクアライン）で、割引額の計算は高速道路と一般有料道路で別々に行われる。

平成28年4月1日以降は、ETC2.0車載器搭載車での利用に限り、圏央道及び新湘南バイパスも一般有料道路として対象となる。

また、令和3年5月1日以降は、ETC2.0車載器搭載車での利用に限り、伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛鳥JCT）も一般有料道路として対象となるが、適用とな

る割引は「車両単位割引」のみである。

なお、大口・多頻度割引制度の詳細については、NEXCO3社が発行している「ETCコーポレートカード利用案内書」を参照。

(ETCコーポレートカード利用案内書 NEXCO3社発行)

東日本高速道路株式会社

https://www.driveplaza.com/assets/pdf/etc/dis/etc_dis_frequency/riyou_01.pdf

中日本高速道路株式会社

<https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/frequency/pdf/riyouannai.pdf>

西日本高速道路株式会社

<https://www.w-nexco.co.jp/etc/frequency/pdfs/guidance02.pdf>

また、NEXCO3社の「大口・多頻度割引」以外にも、以下の有料道路事業者等において、ETCコーポレートカード利用者に対して同様の割引制度を実施している。

- ・首都高速「大口・多頻度割引」
- ・阪神高速「大口・多頻度割引」
- ・本四高速「大口・多頻度割引」
- ・名古屋高速「名高速ETCコーポレートカード割引」
- ・福岡北九州高速「ETCコーポレートカード割引」
- ・広島高速「ETCコーポレート割引」
- ・神戸市道路公社「ETCコーポレートカード割引」

(7) ETC限定企画割引

ETC限定企画割引とは、地方自治体などと連携し、観光振興を通じた地域社会の活性化を目的とする、事前登録をしたETC利用者を対象としたエリアと期間を限定した料金割引である。割引には、往復分の通行料金割引や周遊エリア内が一定金額で乗り放題となる割引などがある。

また、NEXCO3社は連携してETC搭載の二輪車を対象に各種ツーリングプランの提供を行っている。最大2日間（または最大3日間）、対象エリアの高速道路が定額で乗り降り自由となる。各コースの申込先となるNEXCO各社のWEBサイトで会員登録し、その後、利用前までに申し込みが必要。2023年度の実施期間は4月1日から11月30日まで。（北海道内は4月1日から10月31日まで）

(8) 二輪車定率割引

二輪車定率割引は、ETC二輪車の利用促進や地域の活性化等を目的として、令和4年4月より実施されている。ETC搭載の二輪車を対象とした土日・祝日の日帰り利用限定の割引で、利用日の前にNEXCO中日本のWEBサイトで会員登録の上、利用前までに申し込みが必要。土日・祝日にNEXCO3社及び宮城県道路公社が管理する高速道路（一部対象外の道路あり）を、1回の走行距離が100kmを超えて利用する場合のみ、その走行すべてが割引対象となる。2023年度の実施期間は4月1日から11月26日まで。（北海道内は4月1日から10月29日まで。）

(9) 障がい者割引制度におけるETCの利用

有料道路事業者では、通勤・通学・通院などの日常生活において有料道路を利用する障がい者に対し、自立と社会経済活動への参加を支援するため、「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に、市区町村の福祉担当窓口またはオンラインにて事前に登録した自動車1台に対して、割引率50%以下の障がい者割引を実施している。

従前、料金所係員に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、確認の上で障がい者割引を行っていた有人処理を平成16年1月20日から以下のとおり事前登録すればETC走行でも同様に割引が適用されることとなった。

- ①福祉担当窓口へ、本人名義のETCカード及びETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類を提示
- ②福祉担当窓口で発行される「ETC利用対象者証明書」を「有料道路ETC割引登録係」あてに郵送
- ③登録係にてETCカードと車載器等の情報を登録し、利用者へETCが利用可能となる日を書面にて通知（登録結果通知書を郵送）
- ④料金所での利用は、事前に登録したETC車載器とETCカードの組合せでETC走行した場合のみ割引を適用

これまでは、事前登録された自家用車に限り本割引を適用されていたが、令和5年3月27日から以下のとおり、知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも割引の対象となった。ただし、この場合でも福祉担当窓口またはオンラインにて

事前申請手続きを行い、手帳に登録済であることを示すシールの貼付が必要。

【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
- ・業務利用等の自動車の場合は対象外。
- ・自動車を保有していない方も本割引を利用可能。

【事前登録されていない自動車でのETC利用方法】

（出口で料金を支払う料金所の場合）

- ①入口ではETCレーンにて無線走行で通過。
- ②出口では一般レーン、混在レーン、またはETC専用料金所の場合はサポートレーンに入り料金所で一旦停止。料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示し、入口で使用したETCカードをETC車載器から抜き取り料金所係員へ手渡す。
- ③料金所係員が、本人が自ら運転（または要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用。
- ④ETCカードの返却を受けてから発進する。

（入口で料金を支払う料金所の場合）

- ①入口では、一般レーン、混在レーン、またはETC専用料金所の場合はサポートレーンに入り料金所で一旦停止。料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示し、ETCカードを係員へ手渡す。
- ②料金所係員が、本人が自ら運転（または要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用。
- ③返却されたETCカードをETC車載器に挿入して発進する。
- ④出口では、ETCレーン等を無線走行で通過。

（10）過去に実施していた主なETC割引制度

1）ETC期間限定特別割引

ETC期間限定特別割引は、平成13年11月1日から平成14年6月30日迄の間で登録受付していた割引制度で、事前登録した利用者が割引適用期間内に日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団が指定する高速道路等を利用した場合、通行料金の20%を割引いた。なお、各公団につき割引累計額が10,000円に達

6章 普及促進及び利便性の向上

した時点で、割引適用は終了となった。

2) ETC前払割引サービスと「ハイカ・前払」残高管理サービス

ETC前払割引サービスは、あらかじめユーザー登録し、前払金を支払うと、申込単位に応じた利用可能金額分を高速道路等の通行料金の支払いに利用できるサービスである。平成14年7月5日より登録受付が開始となり、同年7月19日より割引適用が開始された。

申込単位金額と利用可能金額

申込単位	利用可能金額
10,000円	10,500円
50,000円	58,000円

なお、ETC前払割引サービスは平成17年12月20日をもって、前払金（積増し）の受付を終了し、「ハイカ・前払」残高管理サービスへと名称及びサービス内容が変更している。「ハイカ・前払」残高管理サービスは、廃止となったハイウェイカードの残数をETCで利用するためのサービスで、ETC前払割引サービスの前払金残高も利用できる。高速道路等でETCを利用すると、その都度、利用可能残高から、当該通行料金が差引かれる。平成25年1月27日をもってハイウェイカード残数のETCへの付替サービスが終了し、「ハイカ・前払」残高管理サービスは平成28年3月31日をもって終了した。

3) 高速道路利便増進事業

ETC割引には、道路事業者が独自に導入している割引以外に、高速道路利便増進事業として、国の政策で実施された割引がある。

高速道路利便増進事業とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という。）の債務の一部を国の一般会計に承継することにより、高速道路料金の引下げとスマートインターチェンジの整備を行った施策である。一般会計への承継により債務が減少した高速道路機構は高速道路会社への貸付料を減額し、これにより高速道路会社が料金の引下げやスマートインターチェンジの整備等を実施した。

平成21年3月までに総額約3兆円の債務が一般会計に承継されたが、その後、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年5月制定）」により、平成24年3月31日までに高速道路機構から2,500

億円が国庫に納付され、高速道路利便増進事業は残余额にて実施された。



高速道路利便増進事業の概要

出所：高速道路機構ホームページ

なお、高速道路機構及び各高速道路会社が実施した高速道路利便増進事業計画の詳細については、以下のホームページを参照。

(高速道路利便増進事業に関する計画一覧)

<http://www.jehdra.go.jp/ribenzoushin2903.html>

4) NEXCO3社のETC時間帯割引

NEXCO3社によるETC時間帯割引は、道路事業者として独自に実施する割引(深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引)に、利便増進事業として国が実施する割引(緊急総合対策、生活対策)が加味された2階層構成となっている時期があった。

また、対象となる有料道路を「地方部区間」と「東京・大阪近郊区間」に区分して割引を実施されたものもある。

①通勤割引

平成17年1月11日に日本道路公団により導入された割引で、6時から9時または17時から20時の時間帯に割引対象道路の入口料金所もしくは出口料金所をETC走行すると、車種・曜日に制限なく、地方部区間の100km以内の走行で午前・午後それぞれ1回に限り料金が約50%割引された。東京・大阪近郊区間は本割引の対象外とされた。また、走行距離が100kmを超えた場合は本割引の対象外であったが、平成21年7月8日より100kmを超えた場合でも100km分は約50%割引となる緩和措置が実施された。

6章 普及促進及び利便性の向上

②早朝夜間割引

平成17年1月11日に日本道路公団により導入された割引で、22時から6時の時間帯に割引対象道路の入口料金所もしくは出口料金所をETC走行し、且つ東京・大阪近郊区間を1区間以上含んでETC走行すると、車種・曜日・利用回数に制限なく、料金が約50%割引された。ただし、走行距離が100kmを超えた場合は本割引の対象外とされた。

③緊急総合対策

「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議(平成20年8月29日)において『安心実現のための緊急総合対策』(以下「緊急総合対策」という。)として、「国民生活や地域経済を支援する観点からの高速道路料金の効果的な引下げ」が決定した。これを踏まえて、平成20年10月14日より、以下の割引制度等が本格実施された。(なお、一部の割引は本格実施までの間、社会実験として前倒しで実施されていた。)

- ・深夜割引の割引率拡充
 - －深夜割引の割引率を約50%に引上げ
- ・平日夜間割引
 - －平日の22時から24時の間に料金所をETC走行すると、車種・利用回数の制限なしに約30%割引
- ・休日昼間割引
 - －対象車種は軽自動車等または普通車で、休日の9時から17時の間に料金所をETC走行すると100km以内2回限定で約50%割引、ただし東京・大阪近郊区間と一部の一般有料道路は対象外

緊急総合対策による割引は、当初は平成21年9月末までの1年間の実施予定であったが、「高速道路の有効活用・機能強化を図るため約10年間の取組み」において、利便増進事業として2.5兆円の予算が組まれ、実施期間を約10年間に延長して平成30年3月末まで実施することとなった。しかし、その後の財源の前倒し使用により期間が短縮され、平成26年3月末まで実施された。

④生活対策

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議(平成20年10月30日)において『生活対策』に盛り込まれた高速道路料金の大幅値下げに基づき、利便増進事業として5,000億円の予算枠が設けられ、「『生活対策』として平成22年度までの取組み」として以下の割引制度等が導入された。

- ・休日特別割引

- 地方部区間の高速道路等で、軽自動車等及び普通車を対象に、休日（土日祝日）の全時間帯でETC走行した場合に約50%割引、さらに上限料金を1,000円とする割引制度で、平成21年3月28日から実施（東京湾アクアラインのみ3月20日より先行実施）
 - 東京・大阪近郊区間の高速道路等で、軽自動車等及び普通車を対象に、休日（土日祝日）の6時から22時の時間帯にETC走行した場合は約30%割引、22時から6時の時間帯の場合は約50%割引
 - ・ 平日昼間割引
 - 車種・利用回数の制限は無く、平日の6時から20時の間に料金所をETC走行すると地方部区間の100km分迄の料金に対して約30%割引、ただし東京・大阪近郊区間と一部の一般有料道路は対象外
 - ・ 平日夜間割引の時間帯拡大
 - 平日の4時から6時または20時から24時に対象となる高速道路をETC走行すると約30%割引、東京・大阪近郊区間も対象で、距離制限なし
- 「生活対策」による割引は、当初は平成23年3月31日までの約2年間の限定措置であったが、計画変更により「緊急総合対策」の予算を前倒し使用することで平成26年3月末まで継続されることとなった。しかし、東日本大震災の復旧に財源が転用される事となったため、さらに計画が変更され、平成23年6月19日限りで休日特別割引の地方部区間の上限料金1,000円については終了した。

5) 首都高速のETC夜間割引社会実験と曜日別時間帯別割引

ETC夜間割引は、交通量に比較的余裕のある夜間の料金を割引くことで、一般道路から首都高速道路への交通の転換を図り、一般道路の沿線環境の改善、渋滞対策などの効果等を調査することを目的とした社会実験で、以下の期間に実施された。

- ・ 平成15年度：平成15年11月28日～平成16年3月31日
- ・ 平成16年度：平成16年4月27日～平成17年3月31日
- ・ 平成17年度：平成17年4月1日～平成17年9月30日

実験の結果、夜間のETC利用車両の大幅増加、一般道路から首都高速道路への交通転換、沿道の渋滞緩和・環境改善などの効果が確認できた。平成17年10月1日からは「曜日別時間帯別割引」として、平日のオフピーク時や夜間及び休日（日曜日と祝日）の通行料金の割引制度が導入された。

なお、平日昼間割引（ピーク時3%、オフピーク時10%^{*1}）は平成22年3月31日に終了し、平日夜間割引及び日曜祝日割引は平成23年12月31日限りで廃止となった。

6章 普及促進及び利便性の向上

- ※1 首都高速の場合は、平日（月～土）のピーク（6時～11時前、15時～18時前）、オフピーク（11時～15時前、18時～22時前）

6) 阪神高速のETC普及促進割引と平日時間帯／土曜・休日割引

阪神高速では、ETCのより一層の普及促進を図るため、平成16年11月24日から平成17年9月30日までの間、ETC車を対象に通行料金を一律5%割引引く「期間限定ETC普及促進割引」を実施した。

また、平成17年10月1日からは、平日時間帯及び土曜・日曜・祝日に限って通行料金を割引く、「平日時間帯／土曜・休日割引」が導入された^{※2}。

なお、平日昼間帯割引（ピーク時3%、オフピーク時10%^{※3}）は平成22年3月31日に終了し、平日夜間帯（22時～6時）割引及び土曜・休日割引は平成23年12月31日にて終了している。

- ※2 7) に記す距離別割引社会実験の実施期間中は除くが、平日昼間帯割引（ピーク時3%）についてはこれに限らない

- ※3 阪神西線の一部期間・一部時間帯においては5%

7) 都市高速道路の距離別割引社会実験

距離別割引は、対距離料金制への移行を視野に、出口ETC（フリーフローアンテナ）を活用して利用区間を確認し、利用距離に応じた割引を適用することで、高速道路や一般道路の利用状況に及ぼす影響や距離別料金に対する意見を把握する事を目的に、首都高速及び阪神高速において実施された社会実験である。

首都高速では、平成18年12月3日より東京線（100円引）、神奈川線（50円引）及び埼玉線で「距離別料金社会実験」が開始した。また、平成19年8月19日より「日曜・祝日距離別割引社会実験」として、日祝を対象に東京線及び神奈川線でも距離に応じて3割～1割の割引が適用され、同年11月1日からは平日のオフピーク時及び夜間にも適用が拡大された。なお、平日の距離別割引社会実験は平成20年1月31日まで、日祝については同年5月6日にて終了している。

阪神高速においては、東線及び南線では平成18年12月2日より、西線では平成19年6月24日より、土曜・日曜・祝日を対象とした距離別割引社会実験を開始し、平成21年3月22日まで実施した。また、平日のオフピーク時間を対象とした距離別割引社会実験も平成19年10月1日から平成19年12月28日まで実施された^{※4}。

- ※4 いずれの場合においても特定料金区間を除く

8) 本四高速の時間帯割引

本四高速では「休日終日割引」「休日深夜割引」「平日昼間割引」「平日通勤割引」

「平日深夜割引」及び「平日夜間割引」を平成26年3月31日まで実施した。これらの時間帯割引は、すべて利便増進事業の枠組みとして実施された。

9) 都市高速の時間帯割引

首都高速では「平日夜割」「日祝割」、また阪神高速では「平日時間帯割引」「土曜・休日割引」といった時間帯割引が実施されたが、平成24年1月の対距離料金制移行にともない、阪神高速道路の一部の区間を除き、首都高速及び阪神高速の時間帯割引制度は廃止された。

その他の都市高速道路で実施された主な時間帯割引は以下である。

- ・名古屋高速道路：ETC平日昼間時間帯割引

10) 特定区間割引

特定区間割引には、道路事業者が独自に実施しているものに加え、利便増進事業による割引や社会実験が実施された。

実施された主な特定区間割引は以下である。

- ・東京湾アクアライン

東京湾アクアラインでは、通行料金の約23%割引が、平成14年7月19日からは社会実験として、平成18年4月1日から平成26年3月末までは道路事業者独自の割引として実施された。

その間もETC車を対象にした社会実験が相次いで実施され、平成19年8月20日から通勤割引、同年9月25日からは特定区間割引が実施された。また、平成21年3月20日からは休日特別割引の上限料金1,000円が先行実施された。現在は、国と千葉県が必要費用を負担し、平成21年8月1日より通行料金を終日800円（普通車）へ引下げ、令和6年度末まで継続する方針としている。

(6-2 (3)-1) の「アクアライン割引」がこれに該当。

- ・名古屋高速

名古屋高速では、料金の変化にともなうお客様の行動変化（利用交通量）を把握するために、平成26年7月1日から平成27年6月30日まで「ETC特定区間割引」として、新たに特定区間を設け、入口・出口ともその区間内をご利用されたお客様に対し、100円（普通車）の割引を行う社会実験を実施した。

6-3 車載器に関する助成等

(1) ETC/ETC2.0車載器の助成制度

ETCの早期普及を図り、ETC利用率の向上による料金所渋滞の緩和、料金所周辺の環境改善等を目的に、国土交通省及び道路事業者等による様々なETC/ETC2.0車載器の助成キャンペーンが実施された。また国や道路事業者以外にも、クレジットカード会社等が独自に実施した車載器助成キャンペーンも存在する。

実施された主なETC/ETC2.0車載器の助成キャンペーンは以下のとおりである。

1) ETCモニター・リース等支援制度

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団により、主に有料道路の多頻度利用者に対するETCの普及促進を目的に実施された。新たにETC車載器を購入・セットアップし、申込時及び事後のモニターアンケートへ協力できる者が対象。ETC車載器購入時に1台あたり5,000円（税別）が助成された。

[単位：台]

実施内容	実施期間	一般車	業務用車	計
開始当初	H15.6.18～H15.10.31	123,563	81,225	204,788
業務用車適用範囲拡大	H15.11.1～H16.2.1	-	123,306	123,306
概ね15万台分の対象拡大	H16.2.2～H16.2.29	122,920	29,894	152,814
計		246,483	234,425	480,908

2) ETCらくらく導入キャンペーン（ETC車載器リース制度）

ETC利用開始時における初期費用を低減し、ETCへの利用転換を促進するため、国土交通省及び道路事業者において実施したキャンペーン。新たにETC車載器のセットアップを行い、リース、割賦販売またはクレジット販売契約で2年間以上の期間かつ2回以上の支払い回数で契約し、指定のアンケートへの協力できる者が対象。

四輪車向けは「四輪車ETCらくらく導入キャンペーン」と銘打って実施され、ETC車載器購入費、取付け費等のリース等料金総額から5,250円（税込）が助成された。

(四輪車ETCらくらく導入キャンペーン)

実施年度	実施主体	実施期間	助成台数
平成17年度	国土交通省	H17.4.28～H18.1.31	約29万台
平成18年度	国土交通省	H18.4.8～H19.1.31	約43万台
平成19年度	国土交通省	H19.4.1～H20.3.31	約74万台
	NEXCO3社+ 首都高速・阪神高速		約27万台
平成20年度	6道路会社	H20.4.1～H20.6.5	約20万台

また、二輪車についても同様に「二輪車ETCらくらく導入キャンペーン」として、二輪車ETC車載器購入費、取付け費等のリース等料金総額から1台あたり1万5,750円（税込）が助成された。

(二輪車ETCらくらく導入キャンペーン)

実施年度	実施主体	実施期間	助成台数
平成18年度	国土交通省	H18.11.1～H19.1.31	約0.1万台
平成19年度	国土交通省	H19.4.1～H20.3.31	約3万台
平成20年度	6道路会社	H20.4.1～H20.10.14	約2.5万台

3) ETC車載器新規導入助成

財団法人高速道路交流推進財団により、平成21年3月12日より「ETC車載器新規導入助成」が実施された。四輪車1台あたり5,250円（税込）、二輪車は1万5,750円（税込）が助成された。四輪車は115万台に達した平成21年4月28日を以て終了した。二輪車も同年7月9日に5万台に達し終了した。

4) ETC2.0車載器アンケートモニター募集キャンペーン

一般財団法人 道路交通情報通信システムセンター（VICSセンター）により、平成23年度から平成30年度まで延べ6回、アンケートモニター募集キャンペーンが実施された。

本キャンペーンは、新たにETC2.0車載器を購入・セットアップし、ETC2.0(ITSスポット) モニターアンケートへ協力できる者が対象で、アンケート協力金として助成金が支払われた。助成金額、モニターアンケートへの回答必要回数及びキャンペーン実施対象地域は、各実施年度により変更された。

6章 普及促進及び利便性の向上

実施年度	実施主体	実施期間	助成内容
平成23年度	VICSセンター	H23.12.1～H24.2.29	20,000円/台
平成25年度	VICSセンター	H25.8.21～H25.10.10	20,000円/台
平成26年度	VICSセンター	H27.1.10～H27.3.31	5,000円/台
平成27年度	VICSセンター	H28.1.1～H28.2.29	20,000円/台
平成29年度	VICSセンター	H29.12.1～H30.1.31	10,000円/台
平成30年度	VICSセンター	H31.1.11～R元.5.31	10,000円/台

5) 平成25年度走行経路確認社会実験モニター募集

国土交通省は、今後、道路ネットワークを有効に活用するため、高速道路の経路別に料金を設定し、渋滞を避けるルートへの迂回を促すなど、交通流動の効率性が最大限発揮される運用に関する道路施策を実現するために、車両の通行経路を確認する必要があることから、ITSスポットで把握する自動車の位置情報を用いて、通行した道路が判別できるかどうかの確認を社会実験により実施することとした。そのため国土交通省は、この社会実験に参加するモニター募集を実施した。

モニター募集は、本社会実験に協力いただける方がモニター申込ののちITSスポット対応車載器を新規購入し、セットアップを行った場合に、1台あたり20,000円が社会実験のモニターに対する謝礼として助成された。

実施年度	実施主体	実施期間	助成台数
平成25年度	国土交通省	H25.11.1～H26.2.25	16,128台

6) NEXCO二輪車ETC車載器購入助成キャンペーン

NEXCO3社により、平成26年8月1日から平成27年1月30日までの期間で、先着5万台を対象に二輪車ETC車載器購入助成が実施された。コーポレートカード以外のETCカードを所有し、対象店舗でキャンペーン期間内に新規に二輪車ETC車載器を購入し、取付・セットアップを行い、ETCマイレージサービスへ新規登録または登録済の方で、アンケート調査に協力できる者が対象で、ETCマイレージ還元額15,000円（無料通行分）が助成された。なお平成27年1月中旬には5万台に達したが、当初の予定どおり平成27年1月30日まで実施された。

第2弾は平成28年4月26日から平成28年10月31日までの期間で、先着5万台を対象に実施された。キャンペーン期間内に対象店舗でキャンペーン期間内に新規に二輪車ETC車載器を購入し、取付・セットアップを行い、アンケート調査に協

力できる者が対象で、ETC車載器の購入金額から15,000円が助成された。

なお7月には5万台に達したが、平成28年8月31日まで実施された。



7) NEXCO ETC2.0車載器購入助成キャンペーン

NEXCO3社により、平成27年12月18日から平成29年3月31日までの期間で、ETCコーポレートカードの利用者で、新たにETC2.0車載器を購入しセットアップ・取付けを行った業務用車両を対象に約45万台に対し、10,000円が助成された。

また、ETCコーポレートカードを利用していない一般車両に向けては、平成28年7月1日から平成29年3月31日までの期間で、新たにETC2.0車載器を購入しセットアップ・取付けを行った車両を対象に、店頭販売価格から10,000円が助成された。

ただし、12月中に当初予定の5万台に達したため、平成28年12月27日受付分をもって終了した。

8) 首都圏ETCキャンペーン ETC2.0車載器導入助成

首都高速、NEXCO東日本、NEXCO中日本により、平成28年3月10日から平成29年9月30日までの期間で、先着5万台に限りETC2.0車載器1台あたり、店頭販売価格から10,000円(税込)が助成された。ETC車載器を初めて取付ける方で、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県のいずれかの取扱店にてETC2.0車載器を新規購入し、セットアップ・取付けを行ない、申込時にアンケートに協力した者を対象とした。

9) 近畿圏ETCキャンペーン ETC2.0車載器導入助成(四輪車・二輪車対象)

阪神高速、NEXCO西日本により、平成29年4月27日から平成30年5月31日までの期間で、先着5万台に限りETC2.0車載器1台あたり、店頭販売価格から10,000円(税込)が助成された。本キャンペーンで初めてETC2.0を導入する方で、

6章 普及促進及び利便性の向上

申込時点でETC車載器、ETC2.0車載器いずれも搭載していない車両であること、さらに大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県の近畿2府4県のいずれかの取扱店にてETC2.0車載器を新規購入し、セットアップ・取付を行い、申込時にアンケートに協力できる者を対象とした。

10) そろそろつけトク？ ETC2.0キャンペーン

首都高速により、平成29年10月から以下のETC2.0車載器助成キャンペーンが実施された。

・「そのまに！ ETC2.0」

平成29年10月7日から平成30年3月18日までの土日祝日（一部除外日あり）を実施日として、特設会場にてETCを新規設置する車両限定で、ETC2.0車載器が特別価格10,000円（税込）にて取り付けられた。

・「さそっておトク！ ETC2.0」

平成29年10月20日から平成29年12月24日までの期間で、ETCを未設置の友人知人等を紹介するもの。特設ホームページからのお申込みで、ETC2.0車載器に5,000円（税込）が割引となり、また紹介者にも2,000円相当の商品券がプレゼントされた。ただし、新規設置する本人からの申込みは不可であった。

11) NEXCO東日本 ETC2.0購入サポートキャンペーン

NEXCO東日本により、外環道（三郷南IC～高谷JCT）の開通を記念して、平成30年4月1日から平成30年7月20日までの期間でETC2.0車載器の購入助成キャンペーンが行われた。ETC2.0車載器を新たに購入し、セットアップ・取り付ける車両5,000台を対象に10,000円が助成されたが、5月中に目標台数に達したため期間終了を待たず終了した。

12) 平成30年度 首都高・阪神高速・名古屋高速 二輪車ETCキャンペーン

首都高速、阪神高速及び名古屋高速により、平成30年11月30日から平成31年3月31日までの期間で、二輪車ETC車載器の助成キャンペーンが実施された。キャンペーン期間内に首都高速（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、阪神高速（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）、名古屋高速（愛知県）の助成地域内のキャンペーン取扱店にて、新規に二輪車ETCまたはETC2.0車載器を購入し、セットアップ・取付を行った者が対象で、各社先着5,000台に10,000円が助成された。

首都高速は期間終了前に予定台数に達したため、1月14日受付分をもって終了した。

1 3) NEXCO 二輪車ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2019

NEXCO3社により、平成31年4月1日から令和元年7月31日までの期間で、二輪車限定のETC車載器助成キャンペーンが実施された。キャンペーン期間内に、対象店舗にてETC車載器が未設置の二輪車へ新規にETCまたはETC2.0車載器を購入しセットアップ・取付を行った者が対象で、全国先着35,000台に10,000円が助成された。本キャンペーンは期間終了前に予定台数の35,000台に達したが、当初の予定通り令和元年7月31日まで実施された。

1 4) やっぱりつけトク? ETC キャンペーン

・「はじめトク? ETC助成金キャンペーン」

首都高速により、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間で、先着10万台に対し、ETCまたはETC2.0の車載器価格（セットアップ費用を含む）から10,000円が助成された。助成対象地域は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で、期間中にキャンペーン取次店にて、ETC車載器及びETC2.0車載器が未設置の四輪車または二輪車へ新たにETC車載器またはETC2.0車載器を購入し、セットアップ・取付を行い、申込時及び後日に実施するアンケートに協力できる者を対象とした。

・「もらっトク? いまだけ QUO カード付キャンペーン」

あわせて、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの期間で、上記助成キャンペーン申込者の先着50,000名にQUOカード5,000円分（ETC車載器）または10,000円分（ETC2.0車載器）をプレゼントするキャンペーンも実施された。

なお、本キャンペーン第2弾として、令和2年1月1日から令和2年3月31日まで継続され、さらに先着50,000名を対象に同内容にて継続実施された。

1 5) つけトク? そのまに! ETC2.0キャンペーン

首都高速により、令和2年2月1日から4月29日の土日祝日を実施日として、ETCを新規に設置される方限定で、特設会場にて四輪車用のETC2.0車載器の購入/取付/セットアップすべて込み特別価格5,000円（税込）で設置するキャンペーンを実施した。

1 6) 中京圏ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン

NEXCO中日本と名古屋高速により、C2名古屋第二環状自動車道(名二環) 名古屋西JCT～飛鳥JCT間の開通に合わせて、令和3年4月1日から令和3年12月26日までの期間で、ETC/ETC2.0車載器の購入助成キャンペーンが実施された。

6章 普及促進及び利便性の向上

キャンペーン期間内に、ETC/ETC2.0車載器未装着の車両に（装着済のETC車載器をETC2.0車載器へ交換する場合も対象）、愛知県、岐阜県、三重県内のキャンペーン取扱店舗で、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を購入し、セットアップ・取付を行った者が対象で、5万台へETC/ETC2.0車載器購入費用を最大10,000円が助成された。なお、キャンペーン開始から令和3年7月31日までは助成対象がETC2.0車載器（新セキュリティ対応）に限られ、名称も「中京圏ETC2.0車載器購入助成キャンペーン」とされていたが、令和3年8月1日以降は上記内容へ拡充された。

さらに本キャンペーンで、ETC及びETC2.0車載器未装着の車両へ新セキュリティ対応のETC2.0車載器の取付けを行い、Webアンケートに協力した者を対象に、先着10,000名にQUOカード10,000円分がプレゼントされた。



17) はじめトク？ ETC助成金キャンペーン 2021

首都高速により、令和3年5月20日から9月30日までの期間で、対象地域の東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県において、3万台に対しETCまたはETC2.0の車載器価格（セットアップ費用を含む）から10,000円が助成されるキャンペーンを実施した。

また、令和3年8月30日に首都高速より、本キャンペーンは9月30日までに助成台数が当初予定の3万台を超えた場合でも、9月30日まで継続することが発表された。

18) ETC/ETC2.0 車載器購入助成キャンペーン 2022

NEXCO3社、首都高速、阪神高速及び本四高速の6社により、令和2年12月17日に発表した「ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」にともなうETCの普及促進を目的に、令和4年1月27日から令和4年6月30日までの期間で、「ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2022」が実施された。助成対象エリア（全国）のキャンペーン取扱店で、ETC/ETC2.0車載器未設置の車両へ新規に新セキュリティ対応のETCまたはETC2.0車載器を購入しセットアップ・取付を行った者が対象で、ETC/ETC2.0車載器の購入金額に限り、1台につき最大10,000円が助成された。対象は全国24万台で期間が終了するまでに24万台に到達したが、当初の予定どおり令和4年6月30日まで実施された。

19) 沖縄県ETC車載器購入助成キャンペーン2022 他

NEXCO西日本により、令和4年8月1日から令和4年11月30日までの期間で、沖縄県におけるETCの普及促進を目的に、「沖縄県ETC車載器購入助成キャンペーン2022」が実施された。沖縄県内のキャンペーン取扱店で、ETC/ETC2.0車載器未搭載の四輪車または二輪車へ、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を新規に購入し、セットアップ・取付を行った者が対象で、17,000台を対象に1台につき最大10,000円が助成された。ただし新車購入時にETC/ETC2.0車載器を購入・セットアップ・取付する場合は対象外となった。



また、NEXCO西日本は、令和5年8月1日から令和6年3月31日での期間で、上記「沖縄県ETC車載器購入助成キャンペーン2022」と同様の内容で、「沖縄限定！ETC車載器購入助成キャンペーン2023」が行われている。対象台数を20,000台へ拡充して実施している。

6章 普及促進及び利便性の向上

20) 関西・中国・四国・九州エリアETC車載器購入助成キャンペーン2023

NEXCO西日本、阪神高速、本四高速により、令和2年12月17日に発表した「ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」に関するETC専用料金所の導入拡大にあわせて、ETCの普及促進を目的に、令和5年4月3日から令和5年6月2日までの期間で、「関西・中国・四国・九州エリアETC車載器購入助成キャンペーン2023」が実施された。助成対象エリアの関西エリア（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国エリア（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州エリア（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）のキャンペーン取扱店で、ETC/ETC2.0車載器未搭載の四輪車または二輪車を対象に、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を新規に購入し、セットアップ・取付を行った者に対して、1台につき最大10,000円が助成された。助成対象台数は5万台。なお、本キャンペーンでは、四輪車の新車購入時の場合は対象外となった。（二輪車の場合は新車も対象）



21) 南関東・甲信・東海・北陸エリア ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2023

NEXCO中日本により、令和2年12月17日に発表した「ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」でお知らせしたETC専用料金所の導入拡大にあわせたETCの普及促進を目的に、令和5年7月24日から令和5年9月30日までの期間で、「南関東・甲信・東海・北陸エリア ETC/ETC2.0車

「ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2023」が実施されている。助成対象エリアの南関東エリア（東京都、神奈川県）、甲信エリア（山梨県、長野県）、東海エリア（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）、北陸エリア（富山県、石川県、福井県）のキャンペーン取扱店で、ETC/ETC2.0車載器未搭載の四輪車または二輪車を対象に、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を新規に購入し、セットアップ・取付を行った者に対して、1台につき最大10,000円が助成される。助成台数は5万台。なお、本キャンペーンでは、四輪車の新車購入時の場合は対象外となる。（二輪車の場合は新車も対象）



（2）ETC2.0再セットアップサポートキャンペーン

ITS-TEAは、平成27年6月30日以前にセットアップしたDSRC車載器(ITSスポット対応車載器含む)を対象に、ETC2.0車載器搭載車と同様のサービスが利用できるようにするETC2.0再セットアップキャンペーンを実施した。キャンペーンでは先着10万名を対象に行われ、再セットアップ料金に相当する最大2,700円の助成が受けられた。

	実施期間	助成対象	助成内容
第1弾	平成27年10月29日～平成28年3月31日迄	先着10万名	最大2,700円/台 (税込)
第3弾	平成28年 4月 1日～平成29年3月31日迄	先着5万名	
第2弾	平成29年 4月 1日～平成29年9月30日迄	制限なし	

6-4 ETC及びETC2.0の普及促進に向けた各種料金の引下げ

ITS-TEAはETC及びETC2.0の普及促進のため、ETC及びETC2.0のセットアップ情報発行料、ETCカード用鍵、車SAM用鍵の使用料引下げを実施している。

(1) セットアップ情報発行料の引下げ

ITS-TEAは平成16年度より、ETCの普及促進を目的として、セットアップ情報発行料^{*}の引下げを実施している。

※ETCセットアップ情報発行料（識別処理情報発行料）とは、ETC車載器のセットアップを行うにあたりITS-TEAがセットアップ用の識別処理情報を生成・発行するために必要なコンピュータ処理費や通信費等の費用である。

また、平成27年7月1日より、ETC2.0車載器の経路把握に対応したセットアップが開始されたことに合わせ、ETC2.0車載器の普及促進を目的としたETC2.0車載器のセットアップ情報発行料の引下げを実施している。

(2) 各種鍵使用料の引下げ

ITS-TEAは平成17年度より、ETCカード用鍵及び車SAM用鍵に係る鍵使用料、並びにETC路側機用鍵使用料の引下げを実施している。

6-5 広報活動

(1) 広報活動の内容

ITS-TEAは、道路事業者等と連携し、ETCのサービス運用開始時より展示会等への参加、テレビやラジオCM、新聞や雑誌広告、Web、ポスターやチラシ等の各種媒体による広報活動を通じてETCの普及促進活動を支援している。

広報活動の内容は、導入当初はETCの紹介が主であったが、ETCが広く普及するに従い、各種割引制度の紹介、安全走行の啓発、不正利用への警告、再セットアップの必要性啓発等に広がり、最近ではETC2.0やETC専用化の紹介、セキュリティ規格変更の広報等多岐に渡っている。

1) サービス開始時の広報

① ETCサービス運用開始時（平成13年3月30日）

実施主体	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	他
道路事業者	・首都圏ラジオ	・首都圏主要新聞 ・東京ウォーカー ・カー&ドライバー ・週刊ポスト	・ポスター 1万枚 ・リーフレット 200万部
民間・ORSE（共同広報）		新聞1紙（首都圏）	

② 三大都市圏への展開時（平成13年7月23日）

実施主体	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	他
道路事業者	・中部日本放送ラジオ ・FM愛知	・3大都市圏主要新聞 ・関東地区折り込みチラシ	・ポスター 0.6万枚 ・リーフレット 65万部

③ 全国616料金所への展開時（平成13年11月30日）

実施主体	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	他
道路事業者	・主要7都市ラジオ	・全国版主要新聞 ・地方新聞 ・週刊ポスト ・日経トレンディ ・ベストカー	・三大都市中吊り広告 ・ポスター 3万部 ・リーフレット 600万部
民間・ORSE（共同広報）		新聞1誌（全国版）	

6章 普及促進及び利便性の向上

2) セットアップ累計件数が特定件数を越えた時の広報

ITS-TEAと道路事業者等は総セットアップ累計件数において、100万件～1,000万件を超えた時に、プレスリリースによる新聞広報を実施した。また、100万件突破時には記念品贈呈、1,000万件突破時には「ETC1,000万台達成記念キャンペーン」を実施した。

3) ETCの多目的利用に関する広報

ITS-TEAは、ETCが高速道路での料金収受以外にも多目的に活用できることへの認知度向上と潜在的なニーズの掘起こしを目的として、雑誌で広報を実施した。

雑誌はトラック輸送業界、タクシー業界、バス業界の運行管理者に定期購読されているもので、掲載内容はトラックによる積載物の搬入現場で、搬入したトラックを1台ずつ識別して記録する業務や、都内における客待ちタクシーによる待機渋滞の解消を目的とした、タクシー乗り場への配車管理業務において、ETCが活用されている事例等である。

4) ETC2.0に関する広報

ITS-TEAはETC2.0の一般ドライバーへの認知度向上を促進するため、雑誌広告及びWebサイトにおける広報等を実施した。

平成27年10月「ETC2.0車載器普及促進映像」を制作し、ポータルサイトやYouTubeで放映した。この映像では、ETC2.0サービスの渋滞回避支援、安全運転支援、災害時支援の各サービスがどのように提供されるかをわかりやすく紹介した。また、この映像をDVDやSDカードのメディアでセットアップ事業者や道路事業者に配布した。

5) 自動車教習所での安全啓発映像の放映

ITS-TEAと道路事業者等が制作した、ETCで安全な利用方法や注意事項を分かりやすく解説した安全啓発映像を、全国300カ所の自動車教習所で放映した。

6) ETC/ETC2.0普及促進イベントの実施

DSRC運用連絡会議・普及分科会が主催者となりETC2.0で圏央道が約2割引となる事を訴求するイベント(チラシ配布・スタンプラリー・アンケート等)を平成28年12月・平成29年4月に圏央道沿線の大型商業施設4カ所で開催した。

また、セットアップ事業者・高速道路会社との協働で、大阪・泉大津パーキングエリア(平成29年11月)、愛知・刈谷ハイウェイオアシス(平成30年3月)にて、

「ETC2.0普及・利用促進イベント」を開催した。

平成29年以降はETC運用連合会議・普及分科会及びDSRC運用連絡会議・普及分科会が協力して、NEXCO東日本・東北支社主催の「ハイウェイフェスタとうほく」へ出展し、ETC2.0及びセキュリティ規格変更等の広報活動を実施している。令和4年の同イベントでは、令和4年3月以降本格的に導入が開始された、料金所ETC専用化の紹介も行った。

(2) ETC総合情報ポータルサイト

ITS-TEAは、各有料道路事業者及び関係各所の協力を得て、平成16年4月16日より、ETC利用者がETCに関する正しい情報を一元的にわかりやすく入手できる窓口（ポータルサイト）として、ETC総合情報ポータルサイトを開設した。

ETC総合情報ポータルサイトのこれまでの主な更新内容

年度	日付	内容
平成16年度	4月16日	ETC総合情報ポータルサイトの開設
	8月11日	各有料道路事業者実施のキャンペーン情報の公開にともない、助成制度のページ大幅修正
	12月15日	各公団実施の割引内容の変更にともない、割引制度のページを全面改訂
	3月1日	お問合せ窓口開設
平成17年度	11月17日	メールマガジン配信スタート
平成18年度	10月25日	二輪ETCサイト開設
	2月1日	助成制度ページ全面改訂⇒3/31公開終了
平成19年度	3月27日	スマートインターチェンジページ新設
	3月31日	料金検索サイトページ新設
平成20年度	6月30日	車載器管理番号ページを掲載
	8月30日	「ETC割引ガイドブック（2008年8月版）」PDFを掲載
	3月31日	利用可能エリアページ全面改訂
	3月31日	生活対策と車載器助成にともなう新規ユーザー増加に対し特設サイト『みんなのETC』を開設
平成21年度	8月10日	「ETC割引ガイドブック（2009年8月版）」PDFを掲載
	2月12日	再セットアップ啓発ポスターを掲載
	3月31日	「ETC安全ガイドブック」を掲載
平成22年度	8月8日	「ETC割引ガイドブック（2010年8月版）」PDFを掲載

6章 普及促進及び利便性の向上

年度	日付	内容
平成23年度	4月28日	「ETC割引ガイドブック（2011年4月版）」PDFを掲載
	3月8日	「再セットアップについて」ページの新設
平成24年度	4月27日	「ETC割引ガイドブック（2012年4月版）」PDFを掲載
	11月2日	「ETC・期間限定企画割引」ページの新設
平成25年度	4月15日	スマートフォン向けサイトの新設
	4月25日	「ETC割引ガイドブック（2013年4月版）」PDFを掲載
	4月25日	「ETCお役立ち！ハンドブック」PDFを掲載
平成26年度	4月10日	ETC総合情報ポータルサイトリニューアルを実施
	4月15日	「ETCお役立ち！ハンドブック」PDFを掲載
	4月21日	「ETC割引ガイドブック（2014年4月版）」PDFを掲載
平成27年度	4月1日	ETC総合情報ポータルサイトとDSRC車載器ポータルサイトを統合し、ETC2.0コンテンツを追加
	10月22日	「ETC2.0ビデオで見るETC2.0のサービス」動画コンテンツを新設
平成28年度	4月4日	「圏央道で行く、湘南ドライブ」特集ページ新設
	4月5日	「2輪車ETC割引ガイドブック」PDFを掲載
平成29年度	6月30日	「ETC割引ガイドブック（2017年6月版）」PDFを掲載
	6月30日	「ETC2.0お役立ち！ハンドブック（2017年6月版）」PDFを掲載
	11月20日	「【改訂版】続進化を続けるETC」の動画を公開
	12月27日	メールマガジンの配信を停止
	3月13日	「賢い料金」社会実験 道の駅一時退出コンテンツ新設
	3月29日	「セキュリティ規格の変更について」を掲載
平成30年度	9月3日	「ETC車載器に関する電波法関連法令の改訂について」を掲載
	12月19日	ETC総合情報ポータルサイトをリニューアル レスポンシブWebデザインに変更
令和元年度	4月1日	「ETC割引ガイドブック（2019年4月版）」PDFを掲載
	4月1日	「ETC2.0お役立ち！ハンドブック（2019年4月版）」PDFを掲載
	9月3日	「ETC車載器に関する電波法関連法令の改訂について」を掲載
令和2年度	4月1日	「ETC割引ガイドブック（2020年度版）」PDFを掲載
	4月1日	「ETC2.0お役立ち！ハンドブック（2020年度版）」PDFを掲載
令和3年度	4月1日	「ETC割引ガイドブック（2021年度版）」PDFを掲載
	4月1日	「ETC2.0お役立ち！ハンドブック（2021年度版）」PDFを掲載

年度	日付	内容
令和4年度	4月1日	「ETC割引ガイドブック（2022年度版）」PDFを掲載
	4月1日	「ETC2.0お役立ち！ハンドブック（2022年度版）」PDFを掲載
	7月1日	「二輪用ETC割引ガイドブック（2022年度版）」PDFを掲載
令和5年度	4月1日	「ETC割引ガイドブック（2023年度版）」PDFを掲載
	4月1日	「ETC2.0お役立ち！ハンドブック（2023年度版）」PDFを掲載
	4月1日	「二輪用ETC割引ガイドブック（2023年度版）」PDFを掲載

(3) ETCに関する広報配布物

ITS-TEAがこれまでに制作・配布した主な広報配布物は以下のとおり。

実施年度	名称	配布部数	内容等
平成16年度	ETC割引サービスガイド	400万部	各種割引内容の紹介
	VTR	1,000本	SA・PA及び店舗配布用
	ノベルティ	20万個	ETC割引紹介手帳
	タクシー用ステッカー	20万枚	ETC搭載車明示用
平成17年度	ETC料金割引パンフレット	300万部	
平成18年度	地域版ETCご利用ハンドブック（首都圏・関西圏版）	350万部	①6道路会社に配布（100万部） ②首都圏・関西圏のセットアップ店（約1万店）に配布（250万部）
	安全啓発用DVD	1,500枚	全国の教習所へ配布
平成19年度	ETC割引ガイドブック	250万部	
平成20年度	ETC割引ガイドブック（2008年4月版）	120万部	
平成21年度	ETC安全ガイドブック	120万部	ETCの安全な利用方法の啓発
平成22年度	【スタッフ用解説書】ETC安心ガイドブック（2011年1月版）	30万部	利用者へETCの利便性やメリットを説明する為、セットアップ店スタッフ向けに制作
平成23年度	ETC割引ガイドブック（2012年1月版）	60万部	首都高及び阪神高速の対距離制移行への対応など
	【スタッフ用解説書】ETC安心ガイドブック（2012年1月版）	30万部	
平成24年度	ETCスタッフ必携活用ハンドBOOK（2013年3月版）	14万部	セットアップ店スタッフ向けに、利用者へのETCのメリットや安全な使い方の説明及びセットアップ作業に関する注意事項等を記載

6章 普及促進及び利便性の向上

実施年度	名称	配布部数	内容等
平成25年度	ETC割引ガイドブック (2013年4月版)	50万部	ETC限定企画割引、スマホ対応など
	ETCお役立ちハンドブック	100万部	利用者にとって有益なETCに関する情報の発信ツール
	二輪車ETC用パンフレット (2013年11月版)	6万部	二輪車ETCの利便性や、二輪車ETCを安全に利用するための注意点などを記載して新規制作
平成26年度	ETCスタッフ必携活用ハンドBOOK(2014年4月版)	20万部	セットアップ店からの改善要望などにともなう改訂
	ETC割引ガイドブック (2014年4月版)	50万部	2014年4月からのETC料金割引制度改定にともなう改訂
	ETCお役立ちハンドブック (2014年4月版)	100万部	ETC料金割引の変更などにともなう改訂
	二輪車ETC用パンフレット (2014年7月版)	20万部	ETC料金割引の変更などにともなう改訂
	ETCスタッフ必携活用ハンドBOOK(2014年12月版)	5千部	ETC2.0へのサービス名変更などにともなう改訂
	もうETC(料金収受)だけじゃないETC2.0	15万部	一般ユーザー向けのETC2.0サービス紹介パンフレットを国土交通省とITS-TEAの連名で新規制作
	二輪車ETC/ETC2.0スタッフ必携活用ハンドBOOK(2014年12月版)	5千部	二輪車ETC特有の注意事項をまとめて新規制作
平成28年度	ETC割引ガイドブック (2016年4月版)	50万部	2016年4月からのETC料金割引制度改定にともなう改訂及びETC2.0サービス概要の掲載
	二輪車ETC割引ガイドブック	10万部	二輪車ETCの料金割引制度を掲載し新規制作
	ETC2.0お役立ちハンドブック (2016年4月版)	100万部	ETC2.0サービスの紹介やETC料金割引の変更などにともなう改訂
平成29年度	ETC割引ガイドブック (2017年6月版)	50万部	2017年6月からのETC料金割引制度改定にともなう改訂及びETC2.0サービス概要の掲載
	ETC2.0お役立ちハンドブック (2017年6月版)	100万部	ETC2.0サービスの紹介やETC料金割引の変更などにともなう改訂
	ETCご利用安全ガイド	100万部	ETCを安全にご利用いただくための名刺サイズの冊子。
令和元年度	ETC割引ガイドブック (2019年4月版)	48万部	近畿圏の道路料金改定等にともなう改定。
	ETC2.0お役立ちハンドブック (2019年4月版)	90万部	新セキュリティ規格、旧スプリアス規格についてのQ&A集追記等にともなう改訂

6章 普及促進及び利便性の向上

実施年度	名称	配布部数	内容等
令和2年度	ETC割引ガイドブック (2021年度版)	40万部	中京圏の道路料金改定等にもなう改定。
	ETC2.0お役立ちハンド ブック (2021年度版)	40万部	冊子サイズ変更
	ETC/ETC2.0スタッフ必 携活用ハンドBOOK (2021年度版)	8万部	最新の業務ルールや関連情報を掲載
令和3年度	ETC割引ガイドブック (2022年度版)	32万部	首都圏の道路料金改定、ETC専用化等にもなう改定。
	ETC2.0お役立ちハンド ブック (2022年度版)	32万部	上記に併せ、ETC2.0情報提供改善を紹介。
	二輪ETC割引ガイドブック (2022年度版)	5千部	首都圏の道路料金改定、ETC専用化等にもなう改定。
令和4年度	ETC割引ガイドブック (2023年度版)	25万部	首都圏の高速料金改定及びETC専用料金所の設置状況を紹介
	ETC2.0お役立ちハンド ブック (2023年度版)	24万部	首都圏の高速料金改定及びETC専用料金所の設置状況を紹介
	二輪ETC割引ガイドブック (2023年度版)	4千部	首都圏の高速料金改定及びETC専用料金所の設置状況を紹介

6章 普及促進及び利便性の向上

1) ETC割引ガイドブック

ITS-TEAは、ETC利用者の利便性向上のため、主要な有料道路事業者のETC料金割引制度を説明する「ETC割引ガイドブック」を制作し、セットアップ店等を通じて利用者に配布している。

また、大きなETC料金割引制度の変更にあわせて改定し、また電子版（PDF）をETC総合情報ポータルサイトに掲載し、利用者が常に最新情報を閲覧・ダウンロード及び印刷可能としている。

（ETC割引ガイドブック）

<https://www.go-etc.jp/deal/guidebook.html>



2) ETC2.0お役立ち！ハンドブック

ITS-TEAは、従来型のETCとの比較により、有効にETC2.0を活用してもらうための広報ツールとして、「ETC2.0お役立ち！ハンドブック」を制作し、セットアップ店等を通じて配布している。本ハンドブックは「トピックス」「ETC2.0って何？」「ETC2.0のサービスってどんな内容？」などから構成され、ETC2.0の基本情報から、各種サービスの最新情報等を入手可能となっている。また、本ハンドブックもETC割引ガイドブックと同様に電子版（PDF）をETC総合情報ポータルサイトに掲載している。

（ETC2.0お役立ち！ハンドブック）

https://www.go-etc.jp/deal/pdf/etc_handbook.pdf



3) スタッフ向けハンドブック

ETC/ETC2.0車載器のセットアップ業務に携わる店舗のスタッフ向けに「ETC/ETC2.0スタッフ必携活用ハンドBOOK」を発行している。これは、店舗のスタッフが普段のセットアップ業務の中で確認したい内容があった場合に手軽に参照できるように、セットアップ業務のルールや関連情報をコンパクトにまとめたものである。セットアップ業務の流れに沿って注意すべき内容を掲載するとともに、ETCを利用する上でお客様に伝えてほしい内容を掲載している。



ETC/ETC2.0スタッフ
必携活用ハンドBOOK

また、二輪車ETCセットアップ申込み受付時の注意点など、二輪車ETC特有の注意事項を写真や図を多用して分かりやすくまとめた、「二輪車ETC/ETC2.0スタッフ必携活用ハンドBOOK」を発行し、本冊子は二輪車ETCを取扱う登録店全店に配布している。



二輪車ETC/ETC2.0ス
タッフ必携活用ハンド
BOOK

(4) 安全通行啓発アイコン

ETCを安全に利用していただくための注意事項8項目を「安全通行啓発アイコン」としてデザイン化したもの。統一したアイコンを共通で使用することにより、ETCの安全利用のための注意事項の認知率を上げ、安全啓発活動の効果向上を目指して、ETC運用連絡会議普及分科会の平成21年度の活動として制作し、平成22年6月よりETC運用連絡会議メンバーに無償で提供され各種広報物等にて活用されている。

【ETC 安全利用のためのアイコン】



【基本的な組合せ・使用の例】

<p>カードをお忘れなく!</p>  <p>ETCご利用の際は、車載器にカードを確実に挿し込み、正しく作動するかご確認ください。また、ETCカードの有効期限切れにもご注意ください。</p>	<p>十分な車間距離を!</p>  <p>ETCレーンを通行される際は、前の車が突然停止する場合がありますので、十分な車間距離を保ってご通行ください。</p>	<p>レーンは20km/h以下で!</p>  <p>ETCレーンでは、お客様の安全を確保するために、20km/h以下に減速の上、徐行してご通行ください。</p>	<p>前方の確認を!</p>  <p>ETCレーンの開閉バーは、通信が正常に行われなかった場合、開かないことがありますので、開閉バーが開いたことを確認してご通行ください。</p>
<p>ETCレーンをご利用ください!</p>  <p>料金所では、「ETC専用」または「ETC/一般」と表示のあるレーンにお進みください。</p>	<p>二輪車をご利用の方へ</p>  <p>案内表示板に従い、通行可能なETC線であることを確認し、料金所レーン内は、必ず一台ずつまっすぐに通過してください。</p>	<p>開閉バーが開かなかった場合</p>  <p>ETCレーン通過時、開閉バーが開かなかった場合は、安全に停止させ係員の指示に従ってください。絶対に車をバックさせないでください。</p>	<p>正しくセットアップ</p>  <p>セットアップは正しい料金支払いに必要な車両情報等を車載器へ登録するために必要な作業です。</p>

使用色：C100+ M100、DIC256、白（ワク内）

最小サイズ規定：左右8mm

【アイコン使用上の注意】

- ・印刷指定色以外のカラーは使用しないこと。
- ・濃い色や写真等の上に配置する場合は、アイコンの周囲に白ワクを設けること。
- ・水平以外の角度で使用しないこと。
- ・最小サイズ以下の大きさで使用しないこと。
- ・アイコン内の文字や絵柄、その他要素を変更しないこと。

6-6 お問い合わせ対応

(1) 「ETCお問い合わせ窓口」設置の経緯

ETCを安全に安心して利用してもらうためには、ETCの利用を検討している方や、既にETCを利用している方の様々な疑問に対して、適切な対応や的確な回答をする必要がある。そのため道路事業者や車載器メーカー、クレジットカード会社、自動車メーカー等、各関連事業者は各々の役割に応じて問い合わせ窓口を設置している。

しかし、ETCは通行料金、ETCレーン、ETC/ETC2.0車載器、ETCカード、料金決済など多くの要素が含まれており、利用者の疑問も多岐に渡るため、各関連事業者の個別の問い合わせ窓口では対応しきれない状況となっていた。そこで、ITS-TEAでは平成17年3月1日に「ETCお問い合わせ窓口」の運営を開始し、利用者からの問合せに対して総合的な一次対応を行っている。

一般利用者からのETCに関する照会の種類と担当窓口

ETCに関連する照会の種類	担当窓口
通行料金、利用証明等	有料道路事業者各社
請求有無、請求内容、カード発行手続き等	クレジットカード各社
新セキュリティ規格	国土交通省 有料道路事業者各社 ETCお問い合わせ窓口 (ITS-TEA)
割引等ETCサービス内容	有料道路事業者各社 ETCお問い合わせ窓口 (ITS-TEA)
ETCマイレージサービス	ETCマイレージサービス事務局
ETCパーソナルカード	ETCパーソナルカード事務局
ETC利用照会サービス	ETC利用照会サービス事務局
セットアップ	セットアップ店 ETCお問い合わせ窓口 (ITS-TEA)
ETC車載器、ETC2.0車載器	車載器メーカー各社
旧スプリアス規格	総務省 (車載器の対応状況については車載器メーカー各社)

※お問い合わせ窓口一覧については参考資料-10を参照

(2) 「ETCお問い合わせ窓口」の対応

1) お問い合わせ件数と内容の推移

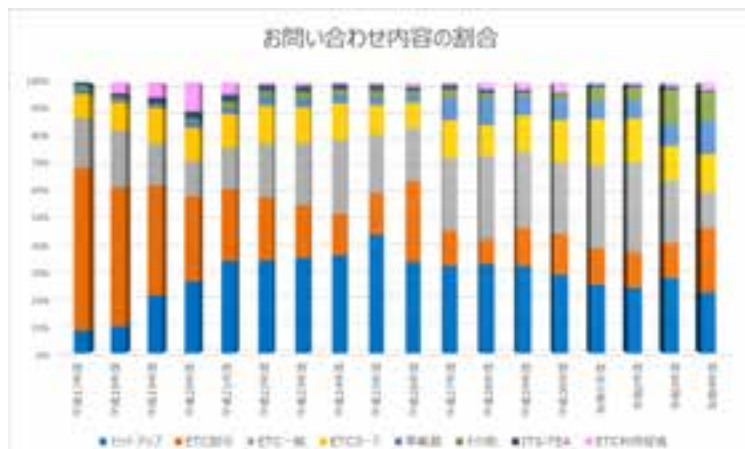
ETCの普及が急速に進んだ平成17年度頃は年間4万件以上の問合せがあったが、この数年は年間6,000～10,000件前後で推移している。

お問い合わせ内容

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
セットアップ	3,940	4,156	7,640	9,529	8,401	3,920	3,611	3,897	4,116
ETC割引	28,128	21,155	14,378	11,034	6,438	2,605	1,926	1,614	1,451
ETC一般	8,772	8,781	5,493	4,711	3,722	2,288	2,359	2,927	2,054
ETCカード	4,129	4,291	4,767	4,406	3,101	1,598	1,359	1,459	1,018
車載器	864	263	278	950	509	355	309	317	272
その他	658	571	291	325	629	266	267	232	227
ITS-TEA	549	572	860	928	605	239	236	221	206
ETC利用促進		1,724	1,997	3,854	1,131	122	128	70	94
合計	47,040	41,513	35,704	35,737	24,536	11,393	10,195	10,737	9,438

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,898	2,316	2,709	1,913	1,730	1,691	1,432	2,336	2,292
3,350	883	722	808	866	905	777	1,076	2,388
2,250	1,920	2,517	1,690	1,570	2,028	1,918	1,912	1,389
1,103	1,011	917	783	939	1,131	964	1,097	1,410
264	574	816	425	473	455	403	693	1,293
235	223	144	71	101	330	278	1,040	1,073
173	141	131	66	28	71	61	105	65
189	59	211	169	223	55	50	128	292
11,462	7,127	8,167	5,925	5,930	6,666	5,883	8,387	10,202

※平成28年度から令和2年度までは、1受信で複数の問い合わせ内容があった場合、代表的な項目でカウントしている。



2) 主なお問い合わせ内容

お問い合わせ内容の比率を見ると、平成17～20年度の4年間は「ETC割引」に関する内容が最も多かったのに対し、平成21年度以降では、「セットアップ」が最も多くなり、ETCを取り巻く状況に応じて問い合わせ内容も変化している。平成26年度はETC割引の改正があったため、ETC割引の問い合わせが増加した。

近年は「セキュリティ規格の変更」、「スプリアス規格の変更」についての問い合わせが増加している。

また、最近ではETC利用照会サービス等を騙るフィッシングメールに関する問い合わせが増加してきており、「ETCお問い合わせ窓口」でも注意を呼び掛けている。

ETCに関する一般的なQ&Aについては、以下のホームページを参照。

(ETC総合情報ポータルサイト「よくある質問」)

<https://www.go-etc.jp/faq/index.html>

6-7 その他利便性向上

(1) ETCの利用履歴の確認方法

ETCの利用履歴は、クレジットカード会社等より送付される明細請求書等で通行履歴及び料金を確認できるが、個別の領収書は発行されない。

道路事業者発行の利用証明書が必要な場合は、有人対応料金所で一旦停止し、ETCカードを収受員に渡すと利用証明書を受領できる。また、道路事業者が提供している「ETC利用照会サービス」を利用することで、ETC無線走行の有無に関わらず、ETCカードにて支払いを行った高速道路利用料金の、利用証明書の発行や利用明細の出力をインターネット上で行うことができる。

なお、個別の利用明細が欲しいとの利用者要望に対し、道路事業者はETCカード内に記憶されている利用履歴を印刷する事が可能な「ETC利用履歴発行プリンター」をSA・PAなどに設置してサービスを提供している。

ETCの利用履歴の確認の詳細については、以下のホームページを参照。

(ETC総合情報ポータルサイト「ETC利用照会サービス」)

<https://www.go-etc.jp/deal/history.html>

1) ETC利用照会サービスの利用

平成16年4月25日より非登録型の「ETC利用照会サービス」が開始され、ETCで無線走行した時の利用証明書をインターネットのサービス画面上で確認したうえで、プリンターでの印刷が可能となった。(平成28年6月30日に終了)

平成24年1月24日より登録型のETC利用照会サービスが新たに開始された。このサービスは、ETCカード番号、車載器管理番号、車両番号(下4桁)、過去のETC利用年月日などを登録することで利用でき、平成28年1月21日より、ETCコーポレートカードも登録可能となった。

	平成												令和									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	～		
車種別	[Grayed out]																					
登録型																						
ETCコーポレートカード																						

ETC利用照会サービスの推移

主な特長は以下のとおりである。

- ①過去15カ月の利用明細、利用証明書の確認が可能（ETCコーポレートカードは過去62日間）
- ②ETC無線走行、ETC非無線走行（ETCカード手渡し精算）共に照会可能
- ③月別合計額の表示が可能
- ④利用明細をPDFファイルまたはCSVファイルでダウンロード可能
- ⑤登録した車両以外で高速道路を利用した場合でも、登録したETCカードを利用した場合は照会可能
- ⑥1つのユーザーIDにカード10枚まで登録可能（ETCコーポレートカードは1つのユーザーIDに1,000枚まで登録可能）

ETC利用照会サービスの詳細については、以下のホームページを参照。

（ETC利用照会サービス）

<https://www.etc-meisai.jp/>

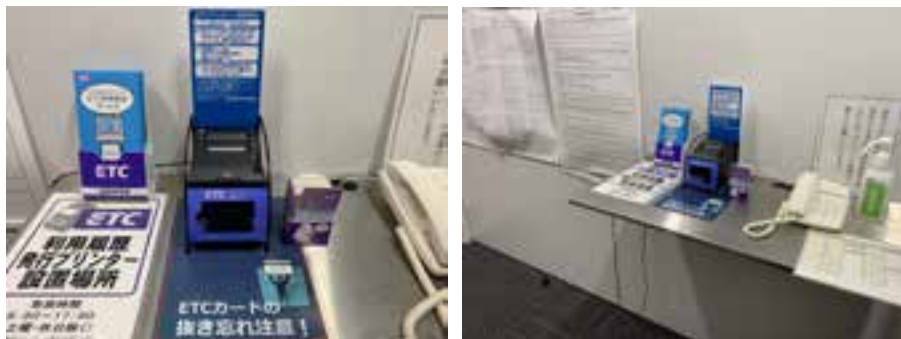
なお、令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されるが、ETCクレジットカード利用時の適格簡易請求書の交付はETC利用照会サービスにおいて電子データでの発行となり、利用料金が確定した段階でインボイス要件を満たした利用証明書が発行可能となるとのお知らせがNEXCO3社等より公表されている。

2) ETC利用履歴発行プリンターの設置

6道路会社は、ETCカードに記憶されている利用履歴データを印刷できる卓上型プリンター（ETC利用履歴発行プリンター）の設置を行っている。NEXCO3

6章 普及促進及び利便性の向上

社と本四高速は主要なSA・PAのほか一部料金所に、首都高速と阪神高速は主要なPAに加えて自社関連施設や市中のガソリンスタンド等の施設にも設置している。これらは利用明細書を必要とする利用者の利便性向上に役立っている。



ETC利用履歴発行プリンターの設置例

No.0854
利用明細書

2018年 5月 1日	00:02
入口料金所	駒鹿
出口料金所	東京本線上り
車種	普通車
通行料金	¥6020円
合計	¥6020円

各道路会社の設置場所等については、以下のホームページを参照。

NEXCO 東日本

https://www.driveplaza.com/sapa/shisetsu_service/etc_history_printer/

NEXCO 中日本

https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/etc_guide/howto/printer.html

NEXCO 西日本

<https://www.w-nexco.co.jp/etc/inquiry/>

本四高速

https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/etc/printer/index.html

首都高速

https://www.shutoko.jp/fee/etc_reference/printer/

阪神高速

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/services/printer.html>

ETC総合情報ポータルサイト（各社リンク先へのまとめ）

<https://www.go-etc.jp/deal/print.html>

なお、ETC利用履歴発行プリンターにおいては、令和5年10月より開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応した印字とはならないことが、NEXCO3社等のお知らせにて公表されている。

（2）WEBでのETC課金訂正

首都高速及び阪神高速では、ETCカードでの通行料金の訂正や削除等について、インターネット上で以下の手続きが可能なサービスを提供している。

WEBでのETC課金訂正の詳細については、以下のホームページを参照。

首都高速

https://krs.bz/shutokoweb/m/etc_kakin

阪神高速

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/oshiharai/irai.html>

（3）ガソリンスタンド空白区間の解消の取組み

NEXCO西日本は、高速道路上での燃料切れ防止を目的とした高速道路外ガソリンスタンドサービス社会実験をETC車限定で、平成27年4月20日から中国自動車道吉和ICと六日市ICで実施した（平成30年3月に終了）。この社会実験では、対象ICから流出し、周辺にある指定のガソリンスタンドで給油を行い、流出ICと同一ICから1時間以内に再度流入して高速道路を走行した場合、本来目的としたICまで流出せずに走行した場合と同一通行料金とした。

そして、平成28年4月に国土交通省及びNEXCO3社は、高速道路上で150km超のガソリンスタンド（GS）空白区間における路外給油サービスを実施することを発表した。ETC車限定（一部ICを除く）で、現在4カ所のICで実施している。

6章 普及促進及び利便性の向上

路外給油サービス実施箇所

道路会社	路線名	IC名	実施期間
NEXCO西日本	中国自動車道	吉和IC	平成27年4月～ 平成30年3月
NEXCO西日本	中国自動車道	六日市IC	
NEXCO東日本	道東自動車道	十勝清水IC ^{※1}	平成28年4月～
NEXCO東日本	磐越自動車道	新津IC	平成28年7月～
NEXCO中日本	東海北陸自動車道	福光IC	
NEXCO東日本	東北自動車道	十和田IC ^{※2}	平成29年4月～

※1：給油のため、一時退出した場合にも、料金が変わらない旨を周知（非ETC車も可）

※2：下りのみ

（4）高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験（一時退出）

国土交通省は、休憩施設の不足に対応し、良好な運転環境を実現するため、平成29年5月からETC2.0車載器搭載車を対象に高速道路を流出して道の駅に立ち寄り後、1時間以内に再流入した場合、降りずに利用した料金のままとする「賢い料金」の社会実験を「玉村宿」「もっくる新城」「ソレーネ周南」の3カ所の道の駅にて開始した。その後実験箇所を順次拡大し、令和2年3月より一時退出可能時間を1時間から3時間へ引上げ実験を行った。令和4年4月には実験中の道の駅23カ所に加え、新たに6カ所を追加することが公表され、また同年7月1日からは一時退出可能時間が3時間から2時間に変更された。



一時退出社会実験対象道の駅箇所

出所：国土交通省ホームページ 報道資料
(令和4.4.15 高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験について)

■一時退出イメージ図



一時退出のイメージ

出所：国土交通省ホームページ 報道資料
(令和4.4.15 高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験について)

(5) 再入場割引

神戸市道路公社は、六甲北有料道路の利用者が「道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」をサービスエリアのように利用できるよう、ETCを使って大沢ICを出場し、120分以内に再入場すると料金が本線通過の際と同じ額となる社会実験を平成29年3月30日より開始した。社会実験を経て、令和3年4月1日より本格導入した。



ETC車で2時間以内に再入場すると

普通車	200円+160円	40円割引
大型車I	320円+260円	60円割引
大型車II	760円+590円	170円割引

大沢IC再入場割引

出所：神戸市道路公社ホームページ

<https://www.kobe-toll-road.or.jp/etc/ozoic/>